

特別養護老人ホーム等老人福祉施設設立計画書の提出期限等について
(令和7年度審査分)

令和7年5月1日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

特別養護老人ホーム等老人福祉施設設立計画書に関する令和7年度審査分の
取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 基本的な考え方

特別養護老人ホーム等老人福祉施設については、「令和7年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき、事前審査を行います。

2 今後のスケジュール

社会福祉法人設立認可等協議書及び老人福祉施設設立計画書は、次の提出
期限までに設置予定地を所管する福祉事務所又は高齢者福祉課に提出してく
ださい。

なお、市内で新たに社会福祉法人を設立する場合は当該市において設立認
可を行います。また、地域密着型の施設を計画する場合は当該市町村におい
ても協議等を行うこととなります。このため、当該市町村にも協議書等の提
出をお願いします。

(1) 提出期限

社会福祉法人設立認可等協議書及び 老人福祉施設設立計画書の提出期限	令和7年 7月31日(木)
県福祉事務所等審査委員会	令和7年 9月～10月(予定)
本庁審査委員会	令和7年11月～12月(予定)